

### 3 市の業務に不備がなかった事例

#### (1) 固定資産税の分割納付にかかる督促（要約）

##### 苦情申立ての趣旨

固定資産税が高額なため、平成 26 年、妻が市に相談したところ、12 回の分割で支払うこととなった。そこで、約束どおり、市から送られてくる納付書を使用して振り込んだにもかかわらず、後日、市から督促状が送られてきた。一度目の督促状が送られてきてすぐ、妻が A 課に電話で確認したところ、担当者は、「確かに払い込んである。4 期のところを 12 回に分割しているので、何らかの間違いが起こったのであろう。」と市側のミスを認めた上で、是正するとのことだったが、その後も 4 期ごとに督促状が送られてきた。

連絡したのに是正されず、督促状が送られてきたことが納得できない。

##### 市からの回答

固定資産税は、熊本市税条例（以下「条例」という。）に基づき、例年 5 月初旬に送付する納税通知書により、年 4 回に分けて納めていただくことになっております。

一方で、地方税法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項においては、同項に定める要件を満たす場合は徴収猶予を承認し、納付すべき金額を適宜分割して納期限を定めることを妨げない旨規定されています。また、この徴収猶予に該当しない場合であっても、市においては、納税者側から分割納付の希望があった場合は、市民サービスの一環として、納期限ごとに納付ができない事情や収入状況等を把握した上で、内規で定めるところにより事実上の猶予による分割納付を認めています。

しかしながら、事実上の猶予による分割納付の場合、分割納付の各納付書に記載された納期限は、分割納付を確実に履行してもらうとともに、履行状況を管理するために記載しているものであり、法的に納期限を新たに定め直すような効果はありません。したがって、納税通知書に記載している条例で定められた当初の各納期限は引き続き有効であるため、納期限を過ぎても完納にならない場合は法令の定めるところにより督促状を発しなればなりません。

そこで、市においては、事実上の猶予による分割納付を認める際、分割納付履行中であっても督促状を発送する旨を納税者に必ず説明するとともに、督促状送付についての法的根拠や分割納付をされる場合の注意点、納期限を過ぎた場合に督促状を発送することなどを記載した「市税を納期限までに納められない方へ（注意点）」という小紙を必ず分割納付書に添えて渡すこととしており、当該納税者には、分割納付履行中でも督促状が届くことがあることを理解していただいているものと認識しております。

本件に係る分割納付は、法第 15 条第 1 項に基づいて徴収猶予を承認したものでなく、申立人から分割納付の希望があったため、事実上の猶予による分割納付を認め

## 市の業務に不備がなかった事例

たものであり、条例で定められた各納期限は引き続き有効であるため、当該納期限を過ぎても完納にならない場合について法令の定めにより督促状を送付したものです。

平成 26 年 6 月下旬及び平成 27 年 5 月中旬、妻から B 課に分割納付の依頼の電話があった際、分割納付の手続きをされた場合でも督促状が発送されることを説明した上で、分割納付書全部と小紙を同封して送付しており、平成 27 年 5 月の際には、督促状等が送付されることを妻が了承されたという記録も残っております。

なお、市がミスを認めた旨のやり取りについての記録は残っておらず詳細な内容は不明ですが、市では督促状の送付について上記のように説明することとしており、申立人が主張されるような趣旨の説明に至ることは考えにくいと思われま

す。市においては、引き続き、納税者に対し丁寧に説明してご理解を得るよう努めてまいります。

### オンブズマンの判断

納税者の立場からは、市が納税を猶予して分割による支払いを認めながら、不履行がないのに「督促状」を送付するのは理解しがたいものと思われま

す。これは、実務において、法の規定とは異なった「事実上の猶予と分割納付」の取扱いがなされていることに起因するもので非常に分かりにくい

ため、まず法令の規定と実務の取扱いについて説明します。租税は納期限までに納付すべきものですが、例外として法第 15 条第 1 項柱書きでは、徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、一定の理由がある場合において、1 年以内の期間に限り、「徴収を猶予」でき、「分割して納付」することもできるとし、同項各号においてその「理由」を五つ規定しています。しかしながら、法の規定する「徴収猶予」が認められる場合は、非常に限定的であることから、多くの地方自治体の税務実務においては、これらに該当しない場合でも、地方税を円滑に徴収できるメリットがあり、納税者にとっても有利であることなどの理由から、「事実上の猶予による分割納付」を認める取扱いが広く行われています。市においても「市からの回答」にあるように、法の規定する「徴収猶予」に該当しない場合でも、「納税者側から分割納付の希望があった場合は、市民サービスの一環として、…事実上の猶予による分割納付を認めてい」ということです。

法の規定する理由に該当して徴収猶予が認められた場合、その猶予期間内は督促や滞納処分をすることができずと規定されていますが、「事実上の猶予による分割納付」の場合は、法の規定する理由に該当せず、「法律上の徴収猶予」ではないと解釈されており、その結果、法令が規定する納期限内に税金が完納されない場合には、法令の規定により督促状を発しなければならぬと考えられているのです。

現在の法令を前提とすれば、「事実上の猶予による分割納付」を認めた上で、市がそれは「法律上の徴収猶予」ではないから、法令が規定する納期限を過ぎた場合には督促状が発せられることを、事前に納税者に説明するというのが、現実的な方法であ

ると考えられます。市においてもそのような取扱いをしているということです。

本件については、平成26年度においても、平成27年度においても、妻から電話で分割納付の依頼があって、市でこれを認めた際に、分割納付の手続きをされた場合でも督促状が発送されることを説明して、分割納付書と「納付約束後も督促状及び催告書を送送します。」などと記載された小紙を同封して送付したということで、平成27年度の電話の際には、妻が督促状等の送付について了承された旨の記録も残っているそうです。分かりにくい取扱いであるため、正確に理解してもらえたかどうかについては疑問の余地がありますが、市の取扱いの実情からすれば、説明を行ったことは否定できないと思いますので、市の対応にミスや不備があったとは認められません。

市においては、今後とも、納税者に対し、丁寧で分かりやすい説明に努められるようお願いいたします。

